

保育園運営規程

(旧・保育園管理規定)

社会福祉法人 善隣福社会

令和5年4月1日改定

善隣保育園運営規程

(施設の目的及び運営方針)

第1条 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とする。

2 当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令を遵守して運営するものとする。

(事業所の名称等)

第2条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 善隣保育園
- (2) 所在地 熊本県人吉市瓦屋町1106番地

(提供する特定保育・保育の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、子どもの心身の状況に応じて、教育・保育その他便宜の提供を行うものとする。

2 当園は、前項の提供に加え以下に掲げる事業を実施する。

- (1) 延長保育事業
- (2) 一時預かり事業
- (3) 軽度障害児保育事業

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、別表1のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(特定教育・保育の提供を行う日並びに行わない日)

第5条 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第6条 当園の保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土 7時00分から18時00分までとする。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間（最大11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 7時00分から18時00分までとする。

なお、18時01分から19時00分までの範囲内で、延長保育を行う。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（最大8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～土 9時00分から17時00分までとする。

なお、7時00分から8時59分まで、17時01分から19時00分の範囲内で、延長保育を行う。

(利用料その他の費用等)

第7条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、別表2に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受けるものとする。

3 延長保育事業にかかる利用者負担額は、別表3のとおりとする。

4 一時預かり事業に係る利用者負担額は、別表4のとおりとする。

(利用定員) ※令和5年4月1日現在

第8条 利用定員は、次のとおりとする。

(人)

区 分	2号	3号		計
	5歳、4歳、3歳	2歳、1歳	0歳	
定 員	40	24	6	50

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第9条 当園は、保育時間の認定を受けた子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由なくして提供拒否は行わず、これに応じるものとする。

2 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の子ども及び第19条第1項第3号の子どもについては、同法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じるものとする。

3 当園は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者の保育の選択に必要な重要事項を記した文書にて説明を行い、同意を得るものとする。

4 支給認定を受けた子どもが、子ども・子育て支援法第19条の支給要件に該当しなくなったときは保育の提供を終了するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 当園は保育の提供を行っているときに、利用子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 当園は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らさないよう努めるものとする。詳細は、当園（当福社会）のプライバシーポリシーに記載する。

(改正)

第 14 条 この規程を改正、廃止するときは、善隣福社会理事会の決議を経るものとする。ただし、誤字修正、追記漏れ等による軽微な修正の場合はこの限りではない。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改訂履歴

- ・ 施行日：平成 27 年 4 月 1 日、改訂内容：初版発行
- ・ 施行日：平成 28 年 4 月 1 日、改訂内容：別表 3 の延長保育利用者負担額（保育短時間認定）①の誤字を修正。
- ・ 施行日：平成 29 年 4 月 1 日、改訂内容：別表 1 の変更。職種に副主任保育士を

追加し、各職種の配置人数の変更。

- ・ 施行日：平成 29 年 4 月 1 日、改訂内容：第 6 条第 1 項（3）の延長保育開始時間の訂正。

7：01⇒7：00 及び、17：00⇒17：01

- ・ 施行日：平成 29 年 4 月 1 日、改訂内容：第 8 条（利用定員）の変更。

- ・ 施行日：平成 29 年 4 月 1 日、改訂内容：第 12 条（虐待の防止のための措置に関する事項）の追加（追記漏れ）。

第 13 条（その他運営に関する重要事項）の追加（追記漏れ）。

- ・ 施行日：平成 30 年 4 月 1 日、改訂内容：第 8 条（利用定員）の変更。

別表 1 の変更。職種に准看護師を追加し、各職種の配置人数の変更。副園長の職務内容の一部変更。

- ・ 施行日：平成 30 年 9 月 1 日、改訂内容：第 3 条（提供する特定保育・保育の内容）の保育所保育指針の告示年月日等の訂正。平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示 141 号⇒平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号。

- ・ 施行日：平成 30 年 9 月 1 日、改訂内容：別表 1 の変更。保育士の配置人数の変更。常勤専従 12 名は変更なし（ただし、平成 30 年 4 月 1 日改定時に 12 名としていたがそれは誤りで正しくは 13 名であった。しかし平成 30 年 5 月末に 1 名

退職し平成 30 年 6 月 1 日以降は 12 名となった。よって、変更なし)。パート 1 名⇒2 名 (平成 30 年 6 月 4 日以降)。栄養士の職務内容の一部変更。

- ・ 施行日：平成 30 年 9 月 1 日、改訂内容：別表 4 に但し書き (※原則、週あたり最大 3 日まで利用可能。) を追加。
- ・ 施行日：平成 31 年 4 月 1 日、改定内容：別表 1 の変更 (職種及び配置人数の変更)。別表 2 の変更 (布団乾燥費の変更)。
- ・ 施行日：令和元年 10 月 1 日、改定内容：別表 2 の変更 (副食費の新設)。
- ・ 施行日：令和 2 年 4 月 1 日、改定内容：別表 1 の変更 (勤務形態及び配置人数の変更)。
- ・ 施行日：令和 3 年 4 月 1 日、改定内容：第 8 条 (利用定員) の変更。別表 1 の変更 (勤務形態及び配置人数の変更)。
- ・ 施行日：令和 4 年 4 月 1 日、改定内容：第 8 条 (利用定員) の変更。別表 1 の変更 (勤務形態及び配置人数の変更)。
- ・ 施行日：令和 5 年 4 月 1 日、改定内容：第 8 条 (利用定員) の変更。別表 1 の変更 (勤務形態及び配置人数の変更)。

別表 1 (第 4 条関係) ※令和 5 年 4 月 1 日現在

職 種	勤務形態	配置人数	職務内容
園長	常勤専従	1 名	職員及び業務の管理、労務管理、職員の指導監督等
副園長	常勤専従	1 名	園長の補佐、事務等
主任保育士	常勤専従	1 名	保育士の統括、地域子育て支援等
副主任保育士	常勤専従	1 名	主任保育士の補佐、保育の提供
保育士	常勤専従	7 名	保育の提供、保護者への連絡等
	パート	4 名	
栄養士	常勤専従	1 名	献立作成、給食の提供、食育の推進等
栄養士	パート	1 名	献立作成、給食の提供、食育の推進等
調理師	常勤専従	1 名	給食の提供等
職員計	常勤専従	13 名	
	パート	5 名	

別表 2 (第 7 条第 2 項関係)

実費徴収

利用区分	費用の種類	用途・目的	利用者負担額
2号認定子ども	保護者会費	保護者会に係る費用として	月額 400 円
2号認定子ども	布団乾燥費	布団乾燥に係る費用として	月額 500 円 ※7月～10月を除く (8か月分)
3号認定子ども	保護者会費	保護者会に係る費用として	月額 400 円
3号認定子ども	布団乾燥費	布団乾燥に係る費用として	月額 500 円 ※7月～10月を除く (8か月分)
2号認定子ども	副食費	食事の提供に要する費用として	月額 4,500 円

別表 3 (第 7 条第 3 項関係)

延長保育利用者負担額 (保育標準時間認定)

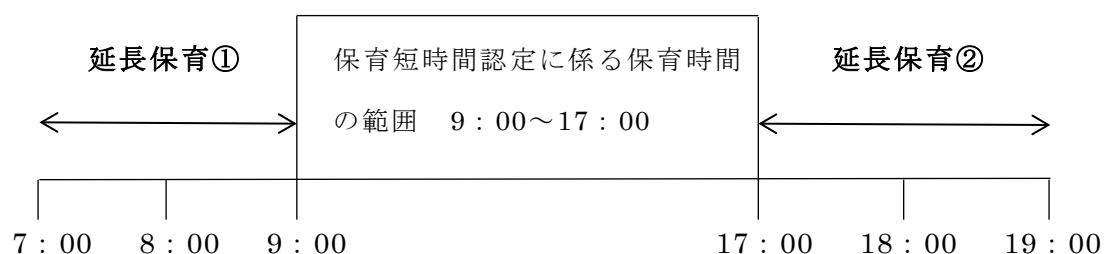
利用時間 利用児数	18 : 01~18 : 30	18 : 31~19 : 00
1 人	300 円	400 円
2 人	500 円	600 円
3 人	700 円	800 円

延長保育利用者負担額 (保育短時間認定) ①

利用時間 利用児数	7 : 00~7 : 59	8 : 00~8 : 59
1 人	300 円	200 円
2 人	500 円	300 円
3 人	700 円	400 円

延長保育利用者負担額 (保育短時間認定) ②

利用時間 利用児数	17 : 01~18 : 00	18 : 01~18 : 30	18 : 31~19 : 00
1 人	200 円	300 円	400 円
2 人	300 円	500 円	600 円
3 人	400 円	700 円	800 円



別表 4 (第 7 条第 4 項関係)

一時預かり利用者負担額

	保育料	給食代	午後おやつ代
4 時間まで	1,000 円	300 円	
4 時間以上 8 時間以内	2,000 円	300 円	100 円

※ 原則、週あたり最大 3 日まで利用可能。